

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

自然環境課

【合同訓令】

○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正
（県例規集登載）

危機管理課

【告示】

○ 行政書士に対する懲戒処分
優良図書の特奨

総務学事課

○ 有害図書の指定

年課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ " " "

"

○ " " "

"

○ " " "

道路整備課

○ 道路の供用開始

道路整備課

○ 公有水面埋立^{しゅん}竣功認可

港湾課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 岡山県医療審議会からの答申

医療推進課

○ 土地収用法に基づく立入りの許可

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ " "

"

◎岡山県規則第六十二号

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当た

つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第三十条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 県及び市町村以外の者が条例第三十一条第三項の認定を受ける場合は、前条第一

号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

岡山県訓令

◎ 岡山県企業訓令 第一号

岡山県教育委員会訓令 第一号

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程

令和元年十二月六日

昭和五十七年

岡山県訓令

岡山県企業訓令

岡山県教育委員会訓令

岡山県警察訓令

第二号

の一部を次のように改正する。

別表第一中

危機管理監

を

危機管理監

危機管理監付参与

に、

	情報通信班		
	中国管区警察局岡山県情報 通信部長		
	中国管区警察局岡山県情報 通信部内各所属職員		

を

岡山県知事 伊原 隆太
 岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄
 岡山県教育委員会 桐原 弘毅
 岡山県警察本部長 桐原 弘毅

庁 中 一 般
 出 先 機 関
 企 業 局
 教 育 庁
 警 察 本 部

1 県本部事務の総合調整に関すること。
2 本部会議に関すること。

受援調整部							
人事委員会事務局 長 (職務代理者) 労働委員会事務局 長又は監査事務局 長							
連絡員受入班	物資支援班	人的支援班	り災証明・住家被害認定 調査支援班	被災者支援班	受援総括班	情報通信班	
総務部内班長	産業労働部内課長	県民生活部内課長	危機管理課員	保健福祉部内課長	人事委員会事務局内及び労働委員会事務局内班長又は監査事務局内課長	中国四国管区警察局岡山県 情報通信部長	
環境文化部内各所属職員	産業労働部内各所属職員	県民生活部内各所属職員及び 人事課員	り災証明又は住家被害認定 調査を行う能力を有する職員	保健福祉部内各所属職員及び 住宅課員	総合政策局内各所属職員及び 人事課員	中国四国管区警察局岡山県 情報通信部内各所属職員	

に改める。

別表第二中

- 3 防災会議その他関係機関との連絡等に関する事。
- 4 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関する事。
- 5 気象通報の接受及び通報連絡に関する事。
- 6 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。
- 7 国への連絡及び被害状況報告に関する事。
- 8 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関する事。
- 9 現地对策本部及び地方本部に関する事。
- 10 関係機関の非常招集及び応援に関する事。
- 11 市町村の応急措置及び応援に関する事。
- 12 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関する事。
- 13 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。
- 14 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事。

を

- 1 県本部事務の総合調整に関する事。
- 2 本部会議に関する事。
- 3 防災会議その他関係機関との連絡等に関する事。
- 4 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関する事。
- 5 気象通報の接受及び通報連絡に関する事。
- 6 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。
- 7 国への連絡及び被害状況の報告に関する事。
- 8 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関する事。
- 9 現地对策本部及び地方本部に関する事。
- 10 関係機関の非常招集及び応援に関する事。
- 11 市町村の応急措置及び応援に関する事。

に、

- 12 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関する事
- 13 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事

- 1 災害復旧に係る施策に対する助言に関する事

- 1 災害復旧に係る施策に対する助言に関する事
- 2 国に対する要望の総合調整に関する事
- 3 政府調査団に関する事
- 4 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（総合政策部が所管するものに限る。）

- 1 災害時における総務部の総括及び連絡調整に関する事
- 2 総務部関係の被害状況の取りまとめに関する事
- 3 私立学校の被害状況調査に関する事

- 1 災害時における総務部の総括及び連絡調整に関する事
- 2 総務部関係の被害状況の取りまとめに関する事
- 3 私立学校の被害状況調査に関する事
- 4 関係省庁の視察対応に関する事（総務部が所管するものに限る。）
- 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（総務部が所管するものに限る。）

を

に、

を

に、

<ol style="list-style-type: none">1 外国人（外務省等の機関及び外国公館等を含む。）に対する情報提供及び相談に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 外国人に対する情報提供及び相談に関する事。1 災害時における情報ハイウエイの機能確保に関する事。2 災害時におけるホームページ等の主要システムの機能確保に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関する事。2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関する事。3 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関する事。4 有料道路の無料化措置に関する事。5 関係省庁の視察対応に関する事（県民生活部が所管するものに限る。）。6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（県民生活部が所管するものに限る。）。	<ol style="list-style-type: none">1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関する事。2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関する事。3 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関する事。
---	--	--	--

を

に、

を

- 1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 災害救助法適用事務の総括に関すること。
- 4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。
- 5 災害救助基金に関すること。

- 1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。
- 4 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。
- 5 関係省庁の視察対応に関すること（環境文化部が所管するものに限る。）。
- 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（環境文化部が所管するものに限る。）。

に、

- 1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。
- 4 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。

を

- 1 災害時における情報ハイウェイの機能確保に関すること。
- 2 災害時におけるホームページ等の主要システムの機能確保に関すること。
- 3 庁内のネットワーク環境等の確保に関すること。

に、

<p>6 人的被害、家屋被害等の取りまとめに関する事 7 義援金品の募集配布に関する事 8 地方本部（健康福祉部及び保健部）との連絡調整に関する事 9 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事 10 救援物資の要請、調達及び備蓄に関する事</p>	<p>1 医師、歯科医師、保健師、看護師及び助産師の救護派遣その他り災者の応急救護に関する事 2 病院、診療所その他医療施設に対するり災者の収容及び治療に関する連絡調整に関する事 3 県災害医療本部に関する事</p>	<p>1 り災地の防疫に関する事 2 精神保健関係施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関する事</p>	<p>1 水道施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 給水の応援要請に関する事 3 り災地における衛生施設（下水道及び浄化槽を除く。）の管理に関する事 4 り災地における食品衛生指導に関する事 5 死亡獣畜の処理に関する事 6 動物の保護及び管理に関する事</p>	<p>1 救急医薬品等の確保及び補給に関する事 2 災害時における医療用血液の確保及び供給に関する事</p>
---	--	--	--	---

<ol style="list-style-type: none">3 人工透析、難病患者等の対策に関する事。4 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関する事。2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関する事。3 災害救助法適用事務の総括に関する事。4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関する事。5 災害救助基金に関する事。6 被災者生活再建支援法に関する事。7 義援金の募集分配に関する事。8 地方本部（健康福祉部及び保健部）との連絡調整に関する事。9 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事。10 救援物資の備蓄に関する事。11 保健師等の派遣調整に関する事。12 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関する事。13 県災害保健医療調整本部に関する事（保健分野の総括及び組織の運営。）14 関係省庁の視察対応に関する事（保健福祉部が所管するものに限る。） <ol style="list-style-type: none">1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関する事。2 病院、診療所その他医療施設に対するり傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関する事。3 県災害保健医療調整本部に関する事（医療分野の総括及び組織の運営）。
--	--

<ol style="list-style-type: none">1 災害時における産業労働部の総括及び連絡調整に関すること。2 産業労働部関係の被害状況の取りまとめに関すること。	<ol style="list-style-type: none">1 救急医薬品等の確保及び補給に関すること。2 災害時における医療用血液の確保及び供給に関すること。3 人工透析、難病患者等の対策に関すること。4 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること。5 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。	<ol style="list-style-type: none">6 動物の保護及び管理（避難所運営における愛がん動物の取扱いに関することを含む。）に関すること。7 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。	<ol style="list-style-type: none">1 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること。2 給水の応援要請に関すること。3 被災地における衛生施設（下水道及び浄化槽を除く。）の管理に関すること。4 被災地における食品衛生指導に関すること。5 死亡獣畜の処理に関すること。6 動物の保護及び管理（避難所運営における愛がん動物の取扱いに関することを含む。）に関すること。7 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。
--	--	--	--

を

に、

- 3 応急救助用生活必需物資（主要食糧を除く。）の確保及びあつせんに関する
こと。

- 1 災害時における産業労働部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 産業労働部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 応急救助用生活必需物資（主要食糧を除く。）の確保及びあつせんに関する
こと。
- 4 関係省庁の視察対応に関すること（産業労働部が所管するものに限る。）。
- 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（産業労働部が所管す
るものに限る。）。

- 1 災害時における農林水産部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 地方本部（農林水産事業部）との連絡調整に関すること。

- 1 災害時における農林水産部の総括及び連絡調整に関すること。
- 2 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
- 3 地方本部（農林水産事業部）との連絡調整に関すること。
- 4 関係省庁の視察対応に関すること（農林水産部が所管するものに限る。）。
- 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（農林水産部が所管す
るものに限る。）。

に、

を

に、

1 災害関係物資の購入及び出納保管に関すること。
2 庁用自動車の非常配置（公安関係を除く。）及び輸送力の確保に関すること。

を

1 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。
2 災害見舞金の受領及び保管に関すること。
3 関係省庁の視察対応に関すること（出納部が所管するものに限る。）。

に、

1 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。
2 災害見舞金の受領及び保管に関すること。

を

1 災害時における土木部の総括及び連絡調整に関すること。
2 災害工事用資材の調達に関すること。
3 土木部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
4 関係省庁の視察対応に関すること（土木部が所管するものに限る。）。
5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（土木部が所管するものに限る。）。

に、

1 災害時における土木部の総括及び連絡調整に関すること。
2 災害工事用資材の調達に関すること。
3 土木部関係の被害状況の取りまとめに関すること。

を

- 1 災害時における文教部の非常招集、非常配備及び連絡調整に関する事。
- 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 教育庁出先機関との情報連絡に関する事。
- 4 県立学校職員の人身被害状況の取りまとめに関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。

を

- 1 企業部関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原状回復等に関する事。
- 3 災害時における総括及び連絡調整に関する事。
- 4 関係省庁の視察対応に関する事（企業部が所管するものに限る。）。

に、

- 1 企業部関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原状回復等に関する事。
- 3 他部局との連絡調整に関する事。

を

- 1 災害関係物資の購入及び出納保管に関する事。
- 2 庁用自動車の非常配置（警察関係を除く。）及び輸送力の確保に関する事。
- 3 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。

に、

受援調整部				
人的支援班	援班 被害認定調査支 り災証明・住家 被害認定調査支	被災者支援班	受援総括班	情報通信班
1 市町村における人的支援需要の把握及び市町村との応援調整に関する事。	1 り災証明書発行及び住家被害認定調査に関する事。	1 災害救助事務の運用に関する事。	1 受援全体の進捗管理に関する事。	1 情報通信施設の維持管理に関する事。

に改める。

情報通信班
1 情報通信施設の維持管理に関する事。

を

- 1 災害時における文教部の非常招集、非常配備及び連絡調整に関する事。
- 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 教育庁出先機関との情報連絡に関する事。
- 4 県立学校職員の人身被害状況の取りまとめに関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- 5 関係省庁の視察対応に関する事（文教部が所管するものに限る。）。

に、「県外部隊の派遣要請」を「県外部隊の派遣要請及び受入れ」に、

別表第三中

- 1 地方本部事務の総合調整に関する事。
- 2 県本部その他関係機関との連絡等に関する事。
- 3 地方本部長の命令伝達及び連絡調整に関する事。
- 4 気象通報の接受及び通報連絡に関する事。
- 5 災害情報及び被害状況の総括的把握に関する事。
- 6 市町村への連絡員派遣に関する事。
- 7 地域事務所における災害対応等の調整に関する事。
- 8 自衛隊の災害派遣に関する連絡調整に関する事。
- 9 市町村の応急措置及び応援に関する事。

に、

- 1 地方本部事務の総合調整に関する事。
- 2 県本部その他関係機関との連絡等に関する事。
- 3 地方本部長の命令伝達及び各局との連絡調整に関する事。
- 4 気象通報の接受及び通達連絡に関する事。
- 5 災害情報及び被害状況の総括的把握に関する事。
- 6 地域事務所における災害対応等の調整に関する事。
- 7 自衛隊の災害派遣に関する連絡調整に関する事。
- 8 市町村の応急措置及び応援に関する事。
- 9 地方本部の庶務経理に関する事。

を

	物資支援班
連絡員受入班	
1 国等からの連絡員等の受入れに関する事。	1 市町村における物的支援需要の把握及び物資の配布調整に関する事。

10 地方本部の庶務経理に関する事。

- 1 災害広報に関する事。
- 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。
- 3 災害時における火薬類の保安に関する事。
- 4 県防災行政無線の運用に関する事。
- 5 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。
- 6 防災管理部の応援に関する事。

を

- 1 災害広報に関する事。
- 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。
- 3 災害時における火薬類の保安に関する事。
- 4 県防災行政無線の運用に関する事。
- 5 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。
- 6 防災管理部の応援に関する事。
- 7 被災地における廃棄物の処理に関する事。

に、

- 1 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 被災者の応急救助及び生活保護に関する事。
- 3 義援金品等救助物資の配分に関する事。
- 4 被災市町村の救助事務の指導に関する事。

を

- 1 民生関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 義援金の受付及び救援物資の要請受け付けに関する事。

に、「地域災害医療本部」を「地域災害保健医療調整本部」に、「防疫及び救助活動」を

「公衆衛生活動」に、「関係機関及び住民への放流通知及び通報」を「関係機関への放流通知及び住民への通報」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百二十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり業務の停止処分を行った。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 処分をした日

令和元年十一月二十二日

二 処分を受けた者の氏名及び住所

1 氏名 間嶋 孝

2 住所 岡山市北区一宮七三番地一グリーンパレスA一二〇一

三 登録番号及び会員番号

1 日本行政書士会連合会登録番号 第九三三三〇四四六号

2 岡山県行政書士会会員番号 第一三三七六号

四 処分の内容

行政書士法第十四条第二号の規定による一月間の業務の停止

五 業務の停止期間

令和元年十二月九日から令和二年一月八日までの一月間

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百二十九号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作・絵	国 土 社 幼 児	発 行 所	対 象
1	いつも となりで	よしだ るみ	作・絵	国 土 社 幼 児	NHK出版	”
2	きょうのぼくはどこまでだってはしれるよ	荒井良二	著	”	評論社	小学生(低)
3	おじいちゃんのがのこしたものは...	マイケル・モーペーロ ジム・フィールド	文	”	評論社	小学生(低)
		佐藤 見果夢	訳	”		
4	巨大空港	鎌田 歩	作	” (低)	福音館書店	” (低)
5	ほら、ここにいるよ このちきゅうでくらすためのメモ	オリヴァー・ジェフアーズ tupera tupera	作 訳	” (低)	ほるぷ出版	” (低)
6	写真科学絵本 ひとすじの光	ウオルター・ウイック 千葉茂樹	文・写真 訳	” (中)	小学館	” (中)
		佐藤 勝昭	監修	”		
7	わきだせ！いのちの水～日本伝統の上総廻り井戸をアフリカに～	たけたに ちほみ	著	” (高)	フレーベル館	” (高)
8	もうひとつの曲がり角	岩瀬 成子 酒井 駒子	著 絵	”	講談社	中学生

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百三十号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	封印お宝スキャンダル 2019年12月号 vol. 012	マイウェイ出版
2	〃	実話ナツクルズ 12月号	大洋図書
3	〃	恋愛宣言PINKY 2019年12月号	秋水社
4	〃	実話BUNKA超タブー 2019年12月号	コアマガジン
5	雑誌	EX特ダネ NG SHOT	インテラルファイン

◎岡山県告示第五百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人庸英会まさよし内科小児科クリニック

倉敷市福田町浦田二二九九一

令和元年十二月一日

◎岡山県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市坂本字上ミガナル九七五

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市大佐大井野字菅谷奥二一〇六の二六、字高張二二一四

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市坂本字小谷ヲンヂ一三七〇、字小谷中曾根一三七一、字マブノ塔一三七三、字大峠西平一三七四、字寺床一七六三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市足立字橋ノ本三二五七

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八二号	真庭市蒜山吉田字仲田三三四番二地先から 真庭市蒜山吉田字ビクニ寺一五〇番一地先を 経て 真庭市蒜山吉田字墓原一〇一番一地先まで	令和元年十二月六日

令和元年 12月6日 岡山県公報 第12150号

◎岡山県告示第五百三十七号

平成二十七年三月二十五日付け、岡山県指令港第十五号で免許した公有水面埋立について、令和元年十一月二十八日次のとおり竣功を認可した。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 埋立区域

(1) 位置

岡山県瀬戸内市牛窓町大字鹿忍字子父雁7328番、7328番1及び7328番2の地先

公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ直線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院西脇三等三角点（北緯34度35分56秒5335，東経134度07分08秒4631。以下「基点」という。）から196度55分15秒 1,154.07mの地点

②の地点	①の地点から120度32分41秒	27.99mの地点
③の地点	②の地点から 29度13分24秒	1.16mの地点
④の地点	③の地点から120度54分50秒	13.19mの地点
⑤の地点	④の地点から120度57分20秒	0.63mの地点
⑥の地点	⑤の地点から210度26分40秒	40.11mの地点
⑦の地点	⑥の地点から120度34分59秒	0.56mの地点
⑧の地点	⑦の地点から211度22分25秒	6.47mの地点
⑨の地点	⑧の地点から302度03分37秒	8.21mの地点
⑩の地点	⑨の地点から209度55分11秒	0.89mの地点
⑪の地点	⑩の地点から301度57分42秒	48.24mの地点

(3) 竣功面積

2,250.18㎡

2 埋立地の用途

漁港施設用地

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

3 埋立人

(1) 氏名又は名称

岡山県

(2) 住所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

(3) 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木 隆太

4 帰属権利者

岡山県

5 関係図書閲覧市町村名

瀬戸内市

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

〔四七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

キャッツキャッツおかやま

三 代表者の氏名

平木のぶ子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市連島一丁目三番二七号

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内の地域住民や団体に対し、ノラ猫の保護及び適正飼養の推進に関する事業を行うとともに、生命尊重の情操教育を進め、人間と動物が共生する社会の構築に寄与することを目的とする。

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

〔四七七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じゅーく

三 代表者の氏名

大橋 平治

四 主たる事務所の所在地

英田郡西栗倉村影石八九五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者を含めた地域住民が安心、安全な暮らしの継続を目指す、行政機関をはじめ地域内の企業及び近隣企業の協力を得ながら地域住民の自立を促し豊かで潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

〔四七八〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

令和元年十一月十五日

二 答申を受けた年月日

令和元年十一月二十二日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可並びに社会医療法人の認定について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

〔四七九〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 百十kV湯二岡山線N〇・百一〇百一十一経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和元年十二月六日から令和二年三月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域
岡山県岡山市北区建部町桜字矢佐古、字王子谷、字吉香

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

〔四八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目三一―五コテージセントリバーⅡ二〇二

幸村 圭亮

三 許可番号

岡山県指令建指第二二四号

令和元年12月6日 岡山県公報 第12150号

〔四八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五四―一〇、四五六―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区泉田一丁目一―八―七グリーンハイツ芳泉B一〇二

船越 悠太

三 許可番号

岡山県指令建指第二二二号